

## 八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月29日(金)午後2時00分から午後2時35分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員(17人)

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
	8番	高野康喜
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	13番	宮山卓也
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	17番	松田林一
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員(2人)      3番 平野英明  
                                 18番 倉井正治

5. 出席推進委員(25人)

吉田和功  
本田あゆ子  
福島正一  
齊藤光幸  
中西千代志  
鞍本敏男  
渡邊康之  
光永信一  
林田孝介  
矢鉾次義  
山崎嘉智  
鶴山正行  
瀬本浩和  
宮本光治郎  
福本啓治

高橋 豊  
上原 誠  
福間定一  
藤山利秋  
橋本正治  
上村正弘  
上村武敏  
寺本和男  
黒田浩一郎  
岩村広人

#### 6. 議事日程

- |    |        |                                  |
|----|--------|----------------------------------|
| 第1 | 議案第36号 | 農地法第3条(委員会)について                  |
| 第2 | 議案第37号 | 農地法第4条(知事)について                   |
| 第3 | 議案第38号 | 農地法第5条(知事)について                   |
| 第4 | 議案第39号 | 基盤強化法(農用地利用集積計画の公告)について          |
| 第5 | 議案第40号 | 農地中間管理事業法【農用地利用集積計画一括方式】<br>について |
| 第6 | 議案第41号 | 農用地利用集積等促進計画案について                |
| 第7 | 議案第42号 | 農地中間管理機構による農用地の買入協議について          |

#### 7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本 光明
主幹兼係長	宮野 優
主幹	小山 貴晴
参事	橋本 周斉
主任	竹下 慎一

#### 8. 会議の概要

事務局

皆さん、こんにちは。  
総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。  
ご発言につきましては、会場の正面向かって左手側に設置しております演台の場所にて発言をお願いします。  
総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭な御発言をお願いします。  
それでは、ただいまから、9月の総会を開会したいと思います。  
本日、倉井委員、平野委員から、欠席の連絡が入っております。  
本日の出席議員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をお願いします。よろしく申し上げます。

議長

皆さん、こんにちは。  
それでは、9月の農業委員会総会を始めます。

議 長

総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

最初に、本日の議事録署名議員を指名します。

2番 吉永安圭美委員、4番 橋本一郎委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第36号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページのとおり付議いたします。

今月の所有権移転限申請は、売買による取得が2件、贈与による取得が2件ありました。地目は、田2万2,277.95平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載のとおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。御審議方よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、昭和。

推進委員

昭和の齋藤です。1番について説明します。9月20日に、松本委員と現地確認と本人に意向調査を行いました。

親子間の贈与であり、受け人の方も、今現在、一緒に農業を営んでおられ、何ら問題はありません。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長

2番、高田。

推進委員

高田の山崎です。申請番号2番、3番、続けていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

2番の物件につきましては、8月16日、高野委員さんと確認のために、ヒアリングを行いまして、受け人が自家用にほしいということで、ルバーブという西洋フキをジャムなどに加工し、販売したいということでございました。受け人本人は喫茶店を経営されており、そちらでの販売をしたいというような内容の申請でございますので、差し支えないと思われま。

それと3番、これは6月の総会で受け人が3条の許可を受けている、渡し人は今

推進委員

回の渡し人ではなかったのですが、その隣の場所を譲り受けたいというようなことで、2か所ほど申請しておられます。

この場所は、〇〇〇〇〇の裏の駐車場から高田のほうに真っすぐ進んで、△△△メートルぐらいに行きますと、ハウスがありますけれども、このハウスの横を通ったところの一番奥の□□川沿いの場所になります。ちょっと狭いところですが、合わせての購入というようなことでございましたので、何ら問題はないと思います。

最初の2番のほうは、遥拝地区のほうになります、国道219号線から右側に入って、△△△から△△△メートル行った左側の土地になります。今、田んぼですけど、これを埋め立てて畑にしたいというようなことでした。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

4番、金剛。

15番

金剛担当の木村です。申請番号4番について説明します。

9月26日、推進委員有村さん、高木さんと現地を確認に行きました。

場所は、金剛・弥次地区になります。譲渡し人と譲受け人は、親子関係で一括贈与になります。現在、譲受け人さんが米を作っておられます。何ら問題はないかと思えます。よろしくお願いいたします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第37号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第37号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書2ページのとおり付議いたします。

事務局

今月の申請は3件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、2番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

最後に、3番の案件は、千丁駅からおおむね500メートル以内の区域にある農地のため、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断いたしました。

それでは、ご審議方よろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、高田。

推進委員

高田の山崎です。1番のほう説明させていただきます。無断転用というようなことでもございましたので、高野委員と一緒にこの土曜日だったですか、現地確認に行っていました。無断転用ということですが、何ら問題はないと思いますので、ご審議方よろしく願いしたいと思います。以上です。

議長

2番、坂本。

推進委員

坂本担当の宮本です。申請番号2番について説明します。

9月22日、中村委員と現地確認に行ってきました。

申請者は現在、□□□に居住し、坂本町西部にある申請地を敷地拡張し、貸家として利用したいとのことでした。

申請地は、道路や宅地に囲まれており、周辺農地への影響はないと思われます。御審議方よろしく願いいたします。

議長

3番、千丁。

推進委員

申請番号3番、担当委員の福本です。よろしくお願ひします。

今月27日、深田農業委員ほか3名で現地確認を行いました。

申請地は、JR千丁駅から東へ約△△△メートル、〇〇〇〇〇〇〇□□□店から南へ△△△メートルの利便性のいい場所にあり、申請者はアパート建設をと考えております。造成中並びに完成後の被害防除対策も万全を期すという確認も取っており、何ら問題はないと思ひます。審議の方よろしくお願ひします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はござひませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひします。

事務局

議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請について、

議案書3ページから5ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、すべてが所有権移転となっており、合計9件です。内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

3ページの1番と2番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

3番の案件は、申請地は、新八代駅からおおむね500メートル以内の区域内にある農地であることから、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断いたしました。

4番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の、小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断いたしました。

なお、こちらの案件につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るた

事務局

めの始末書が添付されております。

4ページをお願いします。

5番と6番の案件ですが、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、7番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

5ページをお願いします。

8番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の、小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断しました。

9番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断いたしました。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことなどから、すべての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、ご審議方よろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いいたします。

1番、太田郷。

推進委員

太田郷担当の渡邊です。1番から3番につきまして御説明いたします。

9月24日、有馬委員とともに、申請地の確認にまいりました。

申請番号1番、西片町、□□□□□□□交差点、○○○○□□□□店の南隣となります。受け人の方が申請地を取得され、パンの製造、販売をする店舗を建設したいとのことでした。周りは公共施設、商業施設、住宅地となっており、何ら問題はないと思います。

続きまして、2番、上片町、八代地域振興局南西△△△メートルに位置します。受け人の方が申請地を買い受け、アパート2棟8世帯を建築したいとのことでした。周辺は住宅地となっており、一部南側農地となっておりますが、問題はないと思います。

推進委員

続きまして、3番、島田町、〇〇〇駅西側、〇〇〇〇〇〇〇〇高等学校北△△△メートルに位置します。受け人の方が申請地を買い受け、建売住宅8棟を建設したいとのことでした。周辺は、近年宅地化が進んでおり、北側の農地が少しありますが、農用地の集団化への支障はないと思われます。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

議 長

4番、高田。

推進委員

4番、高田説明いたします。

先週の土曜日、高野委員さんと、ここの自宅の前の駐車場を確認に行きまして、場所としては、先ほど3条の許可申請で説明しました田んぼを埋め立てて畑にするということでしたが、その横の駐車場が無断転用になっておりましたので、転用申請が出ております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、5番、6番、7番と説明いたします。

5番、6番の案件は、同じ方が受け人ということになります。場所としましては、〇〇〇〇〇の裏を真っすぐ東のほうに行きまして、その後△△△メートルぐらい行ったところを左に行きますと該当地になります。

今までは耕作放棄地として雑草が生えていた場所になりますけれども、今回、受け人が住宅と資材置場というような形の転用申請になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、7番、こちらは埋め立てというようなことになりますけれども、〇〇〇〇〇〇クリニックさんと〇〇高校の間に道があるのですが、その場所のちょうど左側、今はザボンを栽培されておりますが、これを駐車場にしたいということで、何ら影響ないと思われまますので、御審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長

8番、金剛。

9 番

金剛担当、内田です。石田さん欠席のため、代わって説明いたします。

9月23日に石田さんと現地調査をしましてまいりました。

場所は八代市立〇〇小学校旧〇〇〇分校、八代市内寄りの集落の中にあり、東は果樹園、北と西側は住宅、南側は道路に面しており、別に問題はないと思います。審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

9番、千丁。

推進委員

千丁の高橋です。9月27日、深田委員をはじめ3名で現地確認に行きました。



推進委員

パチンコ〇〇〇〇□□□□店の駐車場が北側にあり、その東側に建設予定です。何も問題はないと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議案第39号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第39号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画を、議案書6ページから19ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が15件、面積は15万8,478平方メートル、所有権移転が6件、面積は2万1,086平方メートルです。

これら、申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による、農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願いいたします。

来月10月の熊本県農業公社との、農地の所有権移転は、10月11日水曜日に実施いたします。

関係する地区は、郡築二番町、郡築五番町、鏡町宝出の予定です。地区の担当委員さんにおかれましては、御出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案のとおり決定することといたします。

議案第40号、農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第40号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画について、議案書20ページから23ページのとおり付議いたします。

今月の農地利用集積計画は、賃借権設定が3件で面積は、1万2,072平方メートル、使用貸借権設定が1件で、面積は、1万3,800平方メートル、合計の面積は、2万5,872平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると判断されます。

議案第40号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

（質問、意見なし）

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第41号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第41号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した農地利用集積等促進計画案について議案書24ページのとおり付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農地利用集積等促進計画案について、農業委員会へ意見を聴くというものです。

今回の案件は、更新が2件、配分先の変更が1件です。

受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作

事務局

業の常時従事を満たしていると判断されます。

議案第41号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案のとおり決定することといたします。

議案第42号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第42号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による、農地中間管理機構への買入れ協議の要請を、議案書25ページのとおり付議いたします。

今回、議案書記載の所有者から、9月12日に、同法附則第3条第1項の規定による、所有権移転のあっせん申出がありました。しかし、不調に終わったため、八代市長に対し、同法附則第3条第2項の規定により、当該農用地の所有者に通知をするよう、要請をするものです。

買入れ協議制度における、市長への買入れ協議の要請は、農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合は、認定農業者等に農地を利用集積するため、一旦、熊本県農業公社が買入れることを必要と認め、市長から、所有者と県農業公社で、買入れについて協議をしてください、ということ、所有者へ通知していただくものです。

この買入れ協議の通知は、買入れ協議制度を適用する場合の必須要件となっております。制度の対象となる農地は農用地等であり、受け手は、認定農業者が優先され、買入れ協議が成立しますと、所有者は、1,500万円までの、譲渡所得の特別控除が受けられることとなります。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、可決されました。八代市長に買入れ協議の要請をいたします。

本日の予定の議案は全て終了しました。今月は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出がありましたので御報告します。

これをもちまして、9月の八代市農業委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和5年9月29日

八代市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_